

飯能市新しい生活様式対応事業者支援補助金

不特定多数の人が集まる店舗において、新型コロナウイルスの感染防止のため、「新しい生活様式」に対応しながら事業を継続する事業者を支援するため、補助金を給付します。

対象事業者

- ・不特定多数の来客がある店舗を市内に有する中小法人及び個人事業主
(中小企業等経営強化法第2条第2項に定める中小企業者等)
- ・市税に未納がないこと
- ◆対象外となる事業者
 - ・飯能市暴力団排除条例に規定する「暴力団・暴力団員」
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に「政治団体」、「宗教上の組織又は団体」、その他趣旨に照らして適当ではないと市が判断する者

支給条件・対象経費・補助額等

「新しい生活様式」が提言された5月4日以降に新しい生活様式に対応するためにかかった経費であること。

- ① **新しい生活様式に対応するために必要な改修工事費 ⇒ 対象経費の9/10(限度額20万円)**
(例)窓、換気設備や非接触型水栓設置に係る工事費など
- ② **新しい生活様式に対応するために購入する備品・消耗品費 ⇒ 対象経費の9/10(限度額10万円)**
(例)備品:ウイルス除去機能付空気清浄機、食券販売機など
消耗品:フェイスガード、手指消毒液、非接触式体温計、パーティションなど
- ③ **新しい生活様式に対応するための新たな事業展開に要する経費 ⇒ 対象経費の9/10(限度額10万円)**
(例)通信販売を開始するためのホームページ制作費、ECモールへの出店経費など

※対象経費に消費税は含みません。

※①～③の事業は合算申請が可能です。(同じ事業の再度の申請は不可)

※国や県から補助金の交付を受けている経費は、対象となりません。

申請期間

令和2年8月11日(火)～令和2年11月30日(月)

申請書類

＜共通＞①交付申請書(裏面は誓約書)、②事業計画書、③収支予算書(決算書)、④請求書、
⑤営業許可証の写し、⑥振込口座が分かる通帳の写し、⑦市税に未納がないことの証明書

＜これからかかる経費＞見積書の写しなど

＜すでに支払済の経費＞領収書の写し

※①～④の書類は、市HPからダウンロードできるほか、市役所産業振興課、飯能商工会議所にも置いてあります。

※⑦の書類は、市役所収税課で取得できます。市外在住の方は、お住まいの市役所担当部署で取得してください。

申請方法

申請書類を揃えて、**郵送**により下記へ提出

【郵送先】 357-8501 飯能市大字双柳1番地の1 飯能市役所産業振興課

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送提出にご協力ください。

【問い合わせ】 飯能市役所 産業振興課 電話 042-986-5083 (直通)
飯能商工会議所 電話 042-974-3111